

# 台湾の第四原発計画をめぐる政策と異議申し立て運動 —「『非核家園』の“早期”実現」の選択過程

鈴木真奈美（大阪経済法科大学  
アジア太平洋研究センター）

**キーワード：**「非核家園」、脱原発、第四原発、異議申し立て運動、原子力政策転換

## はじめに

本稿の目的は、台湾<sup>(1)</sup>が「非核家園」(The Nuclear - Free Homeland：原発のない郷土)の“早期”実現を選択した過程を明らかにすることにある<sup>(2)</sup>。

台湾の立法院（国会に相当）は2017年1月11日、「2025年までに原子力発電設備の運転を全て終了する」（第95条）との規定を含む改正電気事業法案を可決した（同1月26日公布・施行）<sup>(3)</sup>。台湾では2017年7月末現在、国営台湾電力公司（以下、台湾電力と略す）が、第一原発から第三原発の三ヶ所で計6基の発電用原子炉を稼働させている。同法の施行により、蔡英文政権（2016年～）は「非核家園」の“早期”実現をめざし、脱原発に向けた施策を講じていくこととなった。

「非核家園」の達成は、すでに2002年に施行された環境基本法第23条において、「政

府の目標」と定められている<sup>(4)</sup>。しかし、それを「いつ」までに達成するのかをめぐって意見が分かれ、社会の様々な場で論議が重ねられてきた。最大の争点は、1999年に着工され建設中だった第四原発計画の存廃——同計画を進めた上で将来的な脱原発をめざすのか、それとも廃止して原子力発電からの撤退を“早める”的か——であった。

台湾の原子力法はその施行細則において、原発の運転期間を原則40年までと規定している<sup>(5)</sup>。既設6基は2018年から順次、運転を終えていき、2025年までに全基が運転を終了する予定である。したがって第四原発2基が運転に入るか否かが、「非核家園」の達成時期を左右することになるため、原子力発電の賛成派と反対派は、それぞれの立場から同原発計画を最重要課題と位置付け、攻防を繰り広げてきた。この長年に及んだ争議は2014年、第四原発の建設を「凍結」することで、ひとまず決着した。そして2017年、「2025年までに『非核家園』」（以下、「2025年非核家園」と略す）を達成することが、法的に定められたのである。

行政院（内閣に相当）が第四原発計画に原則同意したのは1981年であった。その後、

(1) 国号は「中華民国」であるが、本稿では一般的な呼称である「台湾」を用いる。

(2) 本稿では文章の流れに応じて“原子力”または“核”を用いるが、いずれも“原子核エネルギー”を指すものとし、“原子力”は民生用、“核”は軍事用といった使い分けはしない。それと関連し、台湾では“原子力発電所”は“核能発電廠”と表記され、“第四核能發電廠”は“核四”と略称で呼ばれることが多い。

(3) 改正電気事業法。<http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=O0100001>、2017年8月5日閲覧。

(4) 環境基本法。

<http://law.moj.gov.tw/Law/LawSearchResult.aspx?p=A&k1=%e7%92%b0%e5%a2%83%e5%9f%ba%e6%9c%ac%e6%b3%95&t=E1F1A1&TPage=1>、2017年8月5日閲覧。

(5) 原子力法施行細則。<http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawSingle.aspx?Pcode=J0160002&FLNO=37>、2017年8月5日閲覧。

同計画をめぐる政策は、過去4代（蔣經國、李登輝、陳水扁、馬英九）の政権下で、二転三転してきた。その背景には、同計画を進める台湾電力といった推進主体による政権への働きかけと、その建設に反対する地元住民や環境保護団体といった対抗主体による異議申し立てという、二つの相反する力があった。

台湾で原発建設に反対する運動が起きたのは、第四原発計画が最初である。そうしたこともあって、第四原発問題に関する社会学や政治学の視角からの論考は少なくないが、それらの大半は福島第一原発（以下、福島原発と略す）事故の発生前に発表されたものである。同原発事故後に発表された主要な論考には、次の二つがある。

ひとつは、台湾の反原発運動（その最大のターゲットは第四原発計画）の起伏を考察し、福島原発事故後の運動の再生（resurgence）の過程とその要因を考察した何明修による論考である<sup>(6)</sup>。もうひとつは、福島原発事故が原子力をめぐる台湾の政治と政策に及ぼした影響を、科学技術社会学の視角から分析した陳東升による論考である<sup>(7)</sup>。

何明修の論考は22万人（主催者発表）が参加した2013年のデモまでを、そして陳東升の論考は2014年の第四原発の建設凍結までを考察の射程とし、それぞれの問題関心を明らかにしている。しかし、台湾の反原発運動が長きに亘って追求してきた「非核家園」という運動目標が、政府の政策目標となっていた過程については、どちらの論考も言及していない。

そこで本稿は、「2025年非核家園」が政策目標として確立されるまでの過程を、第四原発計画をめぐる政策の変化と異議申し立て運動の関係に着目して考察する。それにより、台湾が「非核家園」の“早期”実現を選択した過程を明らかにしてみたい。

世界に目を向けると、2016年以前に脱原発を選択し法制化した国には、スウェーデン、ドイツ、イタリア、イス、ベルギーがある<sup>(8)</sup>。これら5カ国の原子力政策転換については、社会科学的な視座から各国個別の事例研究や相互比較、あるいは同じヨーロッパで原発維持を政策とする仏・英との比較研究などが積み上げられてきた<sup>(9)</sup>。

台湾は、アジアで初めて（且つ、これまでのところ唯一）、脱原発を法的に定めた事例である<sup>(10)</sup>。ヨーロッパの国々と台湾とでは、歴史的文脈、政治制度、民主化経験などにおいて違いがある。こうした異同は、原子力政策の転換過程にも作用すると考えられることから、本稿は今後の比較研究に新たな視点と素材を提供するものと期待される。それらには、①ヨーロッパの脱原発先行国の政策転換過程と台湾のそれとの比較研究、②アジアにおいて原子力維持・拡大を掲げる諸国、とりわけ福島原発事故を経験した日本の原子力政策と台湾のそれとの比較研究、などが見込まれよう。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、第一節第1項において第四原発計画の概要を説明し、同第2項から第三節において、同計画の立案（1978年）から建設凍結（2014年）

- (6) Ming-sho Ho, 'The Fukushima Effect: explaining the resurgence of the anti-nuclear movement in Taiwan', *Environmental Politics*, London: Routledge, 2014.
- (7) Dung-sheng Chen, 'Taiwan's Civil Society in Action :Anti-nuclear Movements Pre-and Post- Fukushima', *The Fukushima Effect: Anew Geopolitical Terrain*, New York and London, Rutledge, 2016, pp43-60.
- (8) スウェーデンは2010年に法改正（2011年施行）し、原発の建替え（リプレース）を可能にした。
- (9) このうち政治学と社会学からのアプローチには、本田宏『参加と交渉の政治学：ドイツが脱原発を決めるまで』法政大学出版会、2017年；高橋進『脱原発とイタリア・デモクラシー：伊独日仏の比較のために』龍谷法学、第45巻第3号、2012年；本田宏・堀江孝司編著『脱原発の比較政治学』法政大学出版局、2014年；Kitschelt, Herbert, Political Opportunity Structures and Political Protest: Anti-Nuclear Movements in Four Democracies, *British Journal of Political Science*, Vol.16, pp57-85, 1986；Yamasaki, Sakura, A Boolean Analysis of Movement Impact on Nuclear Energy Policy, *Mobilization*, Vol.14, pp485-504, 2009、などがある。
- (10) 他にアジアで発電用原子炉を運転している国は、日本、中国、韓国、インド、パキスタン、イラン（2017年7月末現在）。

までの期間を対象に、第四原発をめぐる過去4代の政権の政策と異議申し立て運動の相互作用を分析する。その上で、第四節において、2017年1月の改正電気事業法の成立・施行までを対象に、「2025年非核家園」が法的に裏打ちされた政策目標として確定するまでの過程を考察する。

## 1. 第四原発計画の概要と異議申し立て運動の形成

### (1) 第四原発計画の概要と政策的位置づけ

最初に、第四原発計画の概要と、台湾の原子力政策における位置づけを説明しておこう。表1は、台湾の原子力発電所の概要である。第一原発から第三原発は、米国企業がプラント一式の建設を請け負った。原子炉など主要機器も米メーカーが供給した。一方、第四原発2基については、プラントを原子炉系やタービン系などに分け、それぞれを国際入札にかけ、建設工程全体を台湾電力が統括監理するという方式を探った。そうすることで、コスト軽減を図りつつ、原子力プラント建設のノウハウを積み上げようとしたのである。さらに、経済部（経済産業省に相当）は第四原発2基以降の新設・増設を見据え、国内原

子力産業の形成にも動き出していた<sup>⑪</sup>。つまり第四原発計画は、電力供給のためだけではなく、台湾の長期的な原子力政策の要となるものだったのである。

国際入札の結果、原子炉部分は米国のゼネラルエレクトリック（General Electric, GE）が提案した改良型沸騰水型原子炉（Advanced Boiling Water Reactor, ABWR）が選ばれ、台湾電力とGEとの間で契約が結ばれた。そしてGEの下請けとして、日本の日立製作所と東芝が原子炉本体を製造・納入した。ABWRとは、日本のメーカーと電力会社が中心となり、GEも一部参加して開発された原子炉モデルである。これまでのところ、ABWRの建設と運転経験を有するのは、世界全体で日本のメーカー及び電力会社だけであり、このことが後年、第四原発をめぐる争点の一つとなるのであった。

### (2) 異議申し立て運動の形成

第四原発計画をめぐる政策は紆余曲折を経てきた。全体の流れを把握しやすいように、表2に、過去4代の政権による政策と異議申し立て運動の動態をまとめた。以下、本稿ではこの表に沿って、第四原発計画をめぐる政策と運動の相互作用の過程を検討していく。

表1 台湾の原子力発電所（2017年5月末現在）

原発		炉型	出力 (万 kw)	着工年	開始年（運転許可終了年）	供給者		エンジニアリング会社
						原子炉	タービン	
運転中	第一	1号機 沸騰水型	63.6	1971	1978（2018）	GE	WH	Ebasco
		2号機 沸騰水型	63.6	1972	1979（2019）	GE	WH	
	第二	1号機 沸騰水型	98.5	1975	1981（2021）	GE	WH	Bechtel
		2号機 沸騰水型	98.5	1975	1983（2023）	GE	WH	
凍結	第三	1号機 加圧水型	95.1	1978	1984（2024）	WH	GE	Bechtel
		2号機 加圧水型	95.1	1978	1985（2025）	WH	GE	
	第四	1号機 改良型沸騰水型	135.0	1999	—	GE（日立）*	三菱重工	S&W → URS*
		2号機 改良型沸騰水型	135.0	1999	—	GE（東芝）	三菱重工	

\*日立は日立製作所の略。S&WはStone & Webster、URSはUnited Research Service（現・AECOM）

出所：行政院原子力委員会のデータ <http://www.aec.gov.tw/> 核能安全 / 核能電廠基本資料－3\_19.html、2017年6月29日閲覧、台湾電力 <http://www.taipower.com.tw/content/news/news01-1.aspx?sid=175>、2017年6月29日閲覧、を基に筆者作成。

(11) 日本原子力産業協会監修『原子力年鑑2012』日刊工業新聞社、2011年、149頁。

表2 第四原発計画をめぐる政策と異議申し立て運動

政権（政党）	蔣經國（国民党）	李登輝（国民党）	陳水扁（民進党）	馬英九（国民党）
年	1978～1988	1988～2000	2000～2008	2008～2016
原子力政策	原発推進	原発推進	「非核家園」の達成	「非核家園」を穏やかに達成
第四原発計画	策定→保留	発注→着工	建設中止→再開	建設続行→凍結
異議申し立て運動 動態	萌芽→台頭	台頭→高揚	高揚→停滞	停滞→再生
主要な 担い手	知識人→台湾環境保護連盟、主婦連盟、塩寮反核自救会など	左記に加えて、第四原発公民投票実施請求運動など	左記に加えて、緑色公民行動連盟など	左記に加えて、ママ原発監督連盟、「我是人、我反核」行動など→全国廢核行動プラットフォーム
原子力政策に 影響を与えた 原子力事故 (国、年)	TMI原発事故 (米国、1979) Chernobyl原発事故 (旧ソ連、1986)			福島第一原発事故 (日本、2011)

出所：筆者作成

### ① 異議申し立て運動の萌芽

台湾電力が第四原発計画を立ち上げたのは、蔣經國政権（1978～1988年）時代の1978年であった。建設地には、台北市中心から直線距離で東へ40キロメートルほどに位置する太平洋に面した台北県貢寮郷塩寮（現・新北市貢寮区塩寮）が選定された。

台湾電力は、行政院経済部が所管する国営企業であることから、原発建設を進めるにあたっては、行政院による同意と立法院による予算承認を必要とする。台湾電力は1980年、経済部に第四原発設置計画案を提出し、その翌年、行政院から原則同意を、翌々年、立法院から予算承認を得た。ところが、第二次オイルショックに起因する景気低迷で電力消費が落ち込み、発電設備が過剰になっていたこと、さらに1986年に旧ソ連で起きた切尔ノブイリ原発事故の影響もあって、1987年、同計画は棚上げとなり予算も凍結された。第四原発計画が復活するのは、1990年代に入つてからである。

切尔ノブイリ原発事故が計画棚上げの一因となったのは、その頃までに原子力発電に異議を唱える勢力が台湾に生まれていたことが背景にある。既設原発は、中国国民党（以下、国民党と略す）一党支配の下、戒厳令（1949～1987年）が敷かれていた時代に建

設されたため、人々が異議を申し立てるのは至難だった。第四原発計画が立ち上げられたのも戒厳令下である。しかし同計画を取り巻く政治・社会環境は、既設原発の計画時とは異なっていた。たとえば、1979年に米国で起きたスリーマイル島（Three Mile Island, TMI）原発事故をきっかけに、政府の独裁的な原発政策に対し公に反対を表明する知識人が出現していたこと、公害に苦しむ住民たちが自力で汚染を止める「自力救済（自救）」型の住民運動が発生していたこと、民主化を求める社会運動が国民党の弾圧にもかかわらず拡大していたこと、などである。

その後、1987年7月に戒厳令が解除され、それまで制限されていた集会・結社・言論の自由が認められると、多種多様な社会運動団体が設立された。また同年、国民党人士以外による新規政党禁止（「党禁」）が解除され、1989年に野党・民主進歩党（以下、民進党と略す）が合法化されると、民進党は選挙を通じて地方や中央の政治舞台へ進出していった。これらの新しい政治勢力にとって、まだ着工されていない第四原発計画を阻むことは、重要な共通課題のひとつとなっていましたのである。

第四原発反対運動の牽引役となったのは1987年11月に発足した台湾環境保護連盟

(Taiwan Environmental Protection Union, TEPU) である。TEPU は大学教員が中心となって結成した団体で、学術会員と非学術会員から構成される。TEPU の取組みは森林破壊など環境問題全般に及ぶものの、その活動の重点は第四原発反対運動に置かれてきた。また、従前から反原発を唱えてきた知識人たちは、草の根運動の中へと入っていった。これらの知識人や TEPU の支援を受け 1988 年 3 月、第四原発の立地地元住民は「塩寮反核自救会」を立ち上げた（台湾では「反核」は「反原発」を意味する）。こうして台湾初の反原発住民団体が誕生したのであった。

## ② 異議申し立て運動の台頭

李登輝政権（1988～2000 年）は、棚上げになっていた第四原発計画を再開した。1992 年、行政院が台湾電力の改訂計画案に同意すると、立法院による予算承認（1992 年、1994 年）、国際入札と発注（1996 年）、行政院原子力委員会による原子炉設置許可（1999 年）といった一連の手續が進められていき、そして 1999 年 3 月、第四原発は正式着工された。これらのプロセスの進行を妨げるべく、反対運動は実力行使を含むさまざまな手段を用いて対抗した。運動の主要な担い手は、TEPU、塩寮反核自救会、台湾主婦連盟などである。

この時期の運動戦略の力点は、次の三点に置かれた。第一に、立法院で第四原発予算の執行を阻み、最終的に中止決議を勝ち取ることである。第二に、同原発の建設の是非を問う公民投票（国民投票、ないし住民投票に相当）実施請求運動である。第三に、海外の反原発運動との連携である。

第一点目については、民進党との協力が不可欠であり、民進党もまた、立法委員（国會議員に相当）選挙を有利に運ぶために、第四原発反対運動をはじめとする社会運動からの

支援を必要としていた。民進党は 1992 年の立法委員選挙で大躍進し、議席全体の 3 割を獲得すると、他の野党とともに第四原発の予算執行に反対を唱えた。こうして第四原発問題は国政レベルの論争になっていった。しかし立法院の議席は依然として国民党が過半数を占め、同党内からも第四原発に対して異論が出なかったため、同原発計画の進行を阻むような決議は、およそ見込めなかった。

次に、第二点目の公民投票実施請求運動について述べる。台湾で公民投票法が成立したのは 2003 年である。しかし同法の成立以前から、自治体などが自主的に実施してきた。第四原癬計画についても、北東部の自治体を中心に、公民投票が行われた<sup>⑫</sup>。1994 年 4 月には第四原癬立地地元の貢寮において、役場主催で公民投票が実施された。結果は、建設反対が 96 パーセントと圧倒的であった（投票率は 58 パーセント）。しかし地元住民の意向は顧慮されることなく同年 6 月、立法院では第四原癬予算が、それも 8 年分（合計 1125 億台湾ドル）の執行が承認されたのである。以下、この背景を説明する。

立法院では、改訂計画案（投資総額は 1697 億台湾ドル）の年度予算案をめぐって、与野党が対立し、審議が長引いていた。当時、台湾電力は第四原癬の原子炉系の国際入札を進めていた。次年度の予算審議が毎年、紛糾するような事態が続くと、原子炉などの機器購入や施工に支障をきたしかねないことから、行政院は一挙に 8 年分の予算案を立法院に提出し、数の力で予算を通過させたのであった。

こうした強引なやり方に抗議し、台湾の民主化運動の象徴的存在である林義雄（後に民進党主席）は、第四原癬建設のような「重大政策の決定は統治者と立法機関に任せてしまうのではなく、全国レベルの公民投票（すなわち、国民投票）で決定すべき」と訴え、そ

<sup>⑫</sup> 投票率と投票結果は以下のとおり。台北県（1994 年 11 月、投票率 18.5%）賛成 11.5%、反対 88.5%。台北市（1996 年 3 月、投票率 58%）賛成 46 %、反対 54%。宜蘭県（1998 年 12 月、投票率 44%）賛成 36%、反対 64%。施信民主編『台灣環保運動史料彙編 2』新店、國史館、2007 年。

の実施を求めてハンガーストライキ（以下、ハンストと略す）を決行した<sup>13)</sup>。2014年、馬英九政権（2008～2016年）から建設凍結を引き出す鍵となった人物が、林義雄である（詳しくは第三節で述べる）。彼が第四原発問題に深くコミットするようになったのは、1994年のこの一件がきっかけであった。

最後に、海外の反原発運動との連携を取り上げる。第四原発計画が具体化した1990年代初め、アジア各国の反原発運動のネットワークであるノーニューカス・アジアフォーラム（No-Nukes Asia Forum, NNAF）が誕生した。共通の課題に取り組むトランスナショナルな動きの中で、第四原発反対運動は海外の反原発運動、とりわけ日本の運動と情報共有や連携行動を強めていった<sup>14)</sup>。こうした海外との連携を背景に、台湾の反原発運動は「反核」（Anti-Nukes）に加え「非核」（No-Nukes）を、そして台湾を意識した「原発のない郷土」、すなわち「非核家園」の建立を掲げるようになった<sup>15)</sup>。

以上をまとめると、民主化の進展と野党・民進党との「同盟関係」を通じて、第四原発反対運動は自らの主張を立法院での議論に反映させる政治的機会（political opportunity）を得た。しかし同原発の中止決議を勝ち取るには力不足だった。そこで代議制民主主義の枠内だけでなく、公民投票という直接民主主義の手法も追求した。反対運動はまた、こうした国内政治・社会へのアプローチに加え、海外の反原発運動との連携を進めた。これにより第四原発問題をトランスナショナル化し、自分たちの主張は海外からも支持されていることを、国内の政治・社会にアピールし

たのであった。

## 2. 第四原発計画をめぐる政策の転回と異議申し立て運動

### （1）民進党政権による建設中止宣言とその撤回

第四原発反対運動は2000年3月の総統選挙に向けて、民進党との協力を強めていった。民進党の陳水扁候補も「第四原発建設の即時中止」を貢寮住民に約束するなどした<sup>16)</sup>。台湾史上初となる直接選挙を通じた政権交代が実現する可能性があったことから、運動は盛り上がりを見せた。

総統選挙では陳水扁が僅差ながらも勝利し、2000年5月、陳水扁政権（2000～2008年）が発足した。総統選挙での陳水扁の得票率は39パーセントと過半数に満たず、立法院の議席は野党・国民党が過半数を占めるなど、その政権基盤は脆弱だった。台湾は半大統領制に分類され、総統は立法院に対し強い権限を行使できない制度になっている。こうした中、少数与党が法案や予算案を成立させるのは容易ではなく、紛糾が予想されることから、陳水扁は行政院長（首相に相当）に国民党籍で軍人の唐飛を迎えることで、政局の安定を図ろうとした。

しかし、第四原発計画についての唐飛の見解は、「（建設は）立法院で決定済み」であり「行政院はそれを変更する立場はない」というものであった<sup>17)</sup>。一方、塩寮反核自救会をはじめとする反対運動は、陳水扁に約束の履行を迫った。これらの政権内外からの圧力の下、新政権が打ち出したのは、経済部主催

(13) 林義雄「做夥來做主人」胡慧玲編『核四公投・千里苦行』（台北、玉山社出版、1995年、1頁）。

(14) ABWRが採用された柏崎・刈羽原発（新潟県）の地元で反対運動を続ける住民は繰り返し貢寮を訪問し、現地の現状を伝えるなどした。その逆も同様である。日台間の運動交流については、以下。ノーニューカス・アジアフォーラム編著『原発をとめるアジアの人びと』創史社、2015年、88-105頁。

(15) 「非核家園」は施信民（台湾大学化学工程学系教授／台湾環境保護連盟創設会長）による造語。1992年4月30日付けの『中時晚報』への寄稿文の中で用いた。その後、脱原発を意味する用語として一般化した。施信民によるメールでの回答、2017年7月11日。

(16) 施信民主編前掲書、546頁。

(17) 唐飛『台北和平之春—闇揆唐飛 140天全紀錄』台北、天下遠見、2011年、161頁。

で「第四原発再評価会議」を開き、この問題を公開の場で討議するというものであった。同会議の座長は、陳水扁政権で経済部長に抜擢された産業界出身の林信義（第四原發についての見解は中立）が務めることになった。

再評価会議は、建設推進派と反対派の双方の識者と行政担当者など17名を集め、2000年6月から3ヶ月間にわたって毎週金曜日、計13回開催された。会議の内容はマスメディアに公開され、さらに公共電視台（公共テレビ局）がその全録画（第1回を除く）を会議が開かれた当日に3時間遅れて放映した。陳水扁政権がこうした手法をとったのは、建設中止支持を広く大衆から得ることで、政府の方針を正当化することが、この再評価会議の主要な目的だったからである<sup>[18]</sup>。

以下、同会議が終了した2000年9月から翌年2月にかけての第四原発をめぐる政策の転回を見ていく。

「再評価会議」での議論を検討した結果、林信義は「第四原発の建設中止の建議」を9月16日に行政院に提出した。建設中止に同意できない唐飛は10月4日、総統府に辞表を提出し、その後、新しく行政院長に就任した張俊雄が10月27日、第四原発の建設中止を宣言した。それに対し、国民党は総統罷免へと動き出した。この危機を回避するため、陳水扁政権は司法院大法官（憲法解釈をする裁判官）に、建設中止宣言についての判断を仰いだ。

大法官は2001年1月15日、行政院の手続きに瑕疵があった、との判断を下した。具体的には、第四原発の予算執行を停止する場合、行政院はそれを立法院に報告し、同院の承認を得る必要があるが、その手続きを経ていない、というものである。しかしこれは修正可能な瑕疵だとして、大法官は行政院と立法院の間で適宜協議し、硬直した局面を開拓するよう申し渡した。

この判断を受けて、立法院は第四原発問題

について審議に入り、2001年1月31日、「建設の即時再開」が賛成多数で決議された。そして建設中止宣言から111日後の2001年2月14日、行政院は正式に建設再開を発表したのであった。

## (2) 建設再開と異議申し立て運動の新たな展開

建設再開という政策決定は、次の三つを派生させた。第一に、運動に戦略の見直しを促したことである。第二に、「非核家園」の達成が法で定められたことである。第三に、第四原発の建設遅延である。

まず、第一点目の運動戦略の見直しについて取り上げる。陳水扁政権による建設再開という政治選択を受けて、運動戦略は二つの方向へ分化していった。ひとつは、政党と距離を置き、政党に頼らない運動を構築していくことである。もうひとつは、体制内の政治的資源を利用して、第四原発計画の中止と「非核家園」の達成につながる活動を進めることである。

前者に取り組んだ代表的な団体は、緑色公民行動連盟（Green Citizens Action Alliance, GCAA）である。GCAAはTEPUに学生時代から参加していた比較的若い世代を中心となって2000年5月に設立された。GCAAは、次の二つに力を入れた<sup>[19]</sup>。第一に、第四原発立地地元の住民たちが、建設中止という目標をあきらめてしまわないよう、住民たちの活動を支援し続けることである。第二に、それまで第四原発問題に無関心だった層にアプローチすることである。たとえば地元住民たちを主人公とする記録映画を自主作成し各地で上映したり、第四原発建設地に近い貢寮区福隆の浜辺で開催されるロックコンサートやサンドアート（砂の芸術）といった文化的催しに参加し、地元住民とともに砂浜を保護するキャンペーンを展開したりするなどした。地元住民にとって砂浜保護の訴えは、第四原

(18) 再評価委員会の委員に聴取、2016年3月15日、台北市。唐飛前掲書161頁。

(19) 緑色公民行動連盟幹部に聴取、2015年5月5日、台北市。

発建設に対する異議申し立てでもある。それというのも、同原発及び関連施設が着工されて以来、美しい白砂で有名な福隆の浜が、科学的な因果関係は定かではないものの、著しく侵食され、消失し始めていたからである。

このように GCAA と塩寮反核自救会は、運動のフレーム (frame)<sup>20)</sup> を政党色・政治色が濃厚な「反独裁」や「民主化」から、「環境」や「文化」に移行することで、若者、ミュージシャン、芸術家、レジャー客など、それまでの運動参加者とは異なる顔ぶれにアウトリーチを広げていった。

他方、体制内アプローチを取った代表的な団体は TEPU である<sup>21)</sup>。民進党は第四原発の建設再開に同意はしたが、原発に批判的であることには変わりはない。TEPU の幹部たち（その多くは大学教員）は、陳水扁政権下で環境や教育などに関わる行政機関や、行政院が設置した委員会のポストに就いた。これは彼らが TEPU の幹部だからではなく、その能力やキャリアによるものであるが、非政府組織（Non-Governmental Organization、NGO）の視点を政策に反映する機会を広げることにつながった。

次に、第二点目の「非核家園」が法で定められたことについて述べる。2002 年に成立した環境基本法は、その第 23 条で「政府は計画を定め、非核家園という目標を段階的に達成する」と定めた。この条項は、2001 年 1 月の大法官判断を受けて、与野党が紛争解決を協議する中から導き出されたもので、これにより「非核家園」の達成が政治的「共通概念」となった<sup>22)</sup>。行政院は同法に基づき、2002 年 9 月、同院の下に「非核家園推進委員会」を設置し、太陽光発電の促進策やエネルギー教育の推進策などを進めていった。また、原子力委員会の中に「第四原発安全監督委員会」を設け、貢寮住民や NGO の代表な

ど民間からも委員を招聘するなどした。TEPU をはじめとする NGO は、行政院が設置したこれらの委員会やその活動に参与することで、第四原発の建設中止を追求したのであった。

最後に、第三点目の建設工期の遅延について説明する。第四原癱の建設中止と建設再開は、台湾電力にとっても一大事であった。GE をはじめ 100 社を上回る委託業者に支払う建設停止期間中の賠償金の査定、新しい建設チームの再結成、そして再契約という異例のステップを踏むことになったからである。建設再開後も、台湾電力と GE 及び委託業者との間のトラブル、技術的不具合、自然災害の影響など、さまざまな要因のために工期は大幅な遅れをきたし、運転開始予定（着工時は 2004 年を予定）は何度も延期されたのであった。

以上をまとめると、陳水扁政権による第四原癱の建設再開は、反対運動に戦略的見直しを促し、運動に新たな展開をもたらした。さらに、第四原癱をめぐる与野党の駆け引きの結果、「非核家園」の達成を盛り込んだ環境基本法が成立した。また、第四原癱をめぐる政策の錯綜は、建設工期の遅延を招いた。

何明修や陳東升による論考をはじめとする先行研究が叙述しているように、民進党政権による建設再開決定を受けて、第四原癱反対運動の活動はその後 10 年近くの間、低調となった。しかし、この 10 年間は、次節で論じるように、次の展開に向けた準備期でもあったのである。そして、本稿の問題関心である「2025 年非核家園」の視座からこの時期を評価すると、「非核家園」政策の決定過程の第一段階が始まったのが、この時期だったと位置付けられるのである。

(20) 社会運動論では、運動への参加を動機づける「ものの見方」を指す。

(21) Ho, 前掲論文、9-11 頁。

(22) 高銘志「再訪非核家園之內涵在我國歷年來相關政策與法制之變遷：兼論環境基本法非核家園條款引發之爭議」『台灣環境與土地法學雜誌』第 7 期、2013 年、102-130 頁。

### 3. 「フクシマ・エフェクト」と第四原発計画の凍結

2008年の總統選挙で、国民党・馬英九候補が当選した。馬英九は第四原発の営業運転を「中華民国建国100周年」にあたる2011年10月10日（国慶日）までに開始したいとの意向を示していた。しかし工期の遅れから、国慶日には間に合いそうもなかった。それでも2010年末までに第四原発2基はほぼ完成し、試運転を含む最終的な工程を残すだけとなっていた。

福島原発事故は原子力施設の安全管理を国際的なレベルで促しただけでなく、各国の社会運動や原子力政策にも影響を及ぼした。これは「フクシマ・エフェクト」(Fukushima Effect)と呼ばれる<sup>23)</sup>。台湾では、第四原発計画の中止を求める大規模なデモが行われ、同原発の建設凍結が決定された。本節では、台湾における「フクシマ・エフェクト」を分析する。まず、幅広い層の人々が第四原発計画に対する異議申し立てに加わっていった過程を考察する。次に、馬英九政権が第四原発の建設凍結を決定するに至ったのはなぜか、その要因を検討する。

#### (1) 「フクシマ・エフェクト」

##### ①原発賛成派からの警告

福島原発事故に衝撃を受けた台湾の人々、とりわけ第四原発建設地に近い北東部住民は、試運転の開始に不安を抱いていた。それというのも、試運転であっても核燃料が実際に装荷されるからであった。その不安を決定的にしたのが、核技術者（nuclear engineer）の林宗堯による警告であった。林宗堯は米国の二大原子炉メーカーであるGEとウェスチングハウス（Westing House, WH）で安全解析に従事し、第一原発と第二原発の試運転検

査に携わった。また、世界有数のエンジニアリング会社である米・ベクテル社顧問として第二原発と第三原発の建設に関わり、2010年からは「第四原発安全監督委員会」の民間委員を務めていた。彼は原子力発電には賛成である。しかし第四原発は「特殊な原発」であり、「このまま運転を開始するのは危険」だとして2011年7月、その問題点をまとめた建議書を原子力委員会に提出し、同年9月、安全監督委員を辞任した<sup>24)</sup>。

建議書の要旨は、台湾電力は原発の運転能力はあってもそれを建設する能力は欠いていること、その台湾電力が既設原子炉とはタイプが異なるABWRの建設を統括監理していること、GEもABWRを建設した経験はないこと、台湾電力にはABWRの安全性を試験・検査できる者は存在しないこと、などエンジニアの視点からの指摘であった。これらの警告をメディアが大きく取り上げると、10年近く鎮まっていた第四原発論争に再び火が着いた。かつてと異なるのは、第四原発の安全性をめぐって原発賛成派と反対派が火花を散らすだけに留まらず、賛成派の中から原子力委員会と台湾電力の安全認識に対し異議が突きつけられたことである。

こうした第四原発論争の再燃を尻目に、馬英九政権は2011年11月、「第四原発は安全第一で営業運転」を開始し、既設原発6基の運転を順次終了していくことで、「『非核家園』への歩みを穏やかに進めていく」との方針を打ち出した。これは事実上、翌年1月に控えていた総統選挙に向けた政策表明であった。総統選挙には3名が立候補していた。馬英九が掲げる政策方針に対し、民進黨の蔡英文候補は「第四原発は完工、しかし営業運転はない」という中途半端な方針を掲げた。これは、先の建設中断で生じた違約金問題の二の舞を避けようとしたからであった。もう1名

(23) Richard Hindmarsh and Rebecca Priestley, *The Fukushima Effect: Anew Geopolitical Terrain*, New York and London, Routledge, 2016, pp1-22.

(24) 林宗堯は2010年1月にも同様の意見書を第四原発安全監督委員会に提出していた。林の建議書（「核四論」）は以下からダウンロードできる。<http://e-info.org.tw/node/69036>、2017年8月24日閲覧。

の候補者は、親国民党の宋楚瑜である。宋楚瑜も、第四原発の建設続行を支持した。つまり、いずれの候補者も建設続行では一致していた。言い換えれば、第四原発計画に対する人々の不安を汲み上げる有力な政治エージェントが存在しなかったのである。

## ②幅広い層からの異議申し立て

馬英九は2012年の総統選挙で再選を果たすと、就任式前日（5月20日）に行われた記者会見で「（前年11月に打ち出した原発及び第四原発に関する政策は）何人の反対も引き起さなかった」と語った。この発言に対し、従前から原発に反対してきた人々は異議を唱えた。その一人が映画監督の柯一正である。彼は文芸分野の仲間たちに呼びかけ、馬英九の発言の中の「人」に焦点を当て、次のような行動に打って出た。それは人通りの多い場所などで「人」の字を人文字で描き、「私は人、私は核に反対（我是人、我反核）」と声をあげ、すぐに解散し、その様子をソーシャル・ネットワーク・サービス（Social Network Service, SNS）にアップするというものである。2012年5月29日、柯一正ら數十名は台北駅構内と台北市総統府前の路上に寝転んで「人」の字をつくり、その画像をSNSに投稿した。それを皮切りにこの行動は急速に全国へ広がっていき、さらには世界的に名が知られた俳優、脚本家、ミュージシャン、小説家なども、それぞれのやり方で賛同の意を表した。

福島原発事故の衝撃は、メディアの報道にも変化をもたらした。たとえば富裕層・中間層を主要な読者と想定している高級誌や経済誌が、第四原発問題を批判的に取り上げるようになったことである。こうした雑誌の読者の中から「媽媽（ママ）原発監督連盟」（以下、ママ連盟と略す）など、従来の反原発団体と

は異なるタイプの団体が誕生した。ママ連盟の発起人である陳藹玲は、台湾金融大手・富邦グループの会長夫人で、元・テレビキャスターである。ママ連盟はテレビ廣告などを通じて、「高学歴の中間層」「無党派」「若い両親」を意識した活動を展開していった<sup>25</sup>。

こうして2012年半ば頃から芸能人や財界人をはじめ、「伝統的に政治に無関心か、国民党寄りの人々」が、公の場で第四原発反対を明らかにするようになっていった<sup>26</sup>。さらには蔣經國の命を受けて核兵器開発に関わっていた核工学者も反対側に名を連ねた<sup>27</sup>。戦後台湾の歴史を考えると、これらの著名人や、いわゆる「原子力共同体」内部にいた核工学者が、政府の原子力政策に反対の立場を表明するのは画期的なことであった。

## ③国民党内部の変化と22万人デモ

第四原発に対して幅広い層から湧き上がった異議申し立ては、国民党内部に少なからぬ変化をもたらした。2012年末までに北部の三大都市（台北市、新北市、基隆市）の首長（当時はいずれも国民党籍）が第四原発の運転開始に対し、反対ないし慎重、との立場を明らかにしたのである。とりわけ新北市の朱立倫市長は、運転開始に否定的であった。足元がぐらつき始めた馬英九政権は2013年2月25日、第四原発建設中止の可否を全国レベルの公民投票にかけると表明した。その翌日、立法院での討議の結果、与野党は公民投票の結果が出るまでは核燃料は装荷しないこと、公民投票法の修正案を協議すること、などで合意した<sup>28</sup>。

第一節で述べたように、公民投票の実施を求めていたのは運動の側だった。しかし現行の公民投票法（2003年施行）は成立条件が厳しく、投票率が有権者の二分の一以上でなければ不成立となる。馬英九政権が提案した

(25) 陳藹玲に聴取、2015年2月6日、台北市。

(26) 何明修、2013年5月23日、筆者の質問に電子メールで回答。

(27) 賀立維『核彈 MIT：一個尚未結束的故事』台北、我們出版、2015年。

(28) 立法院公報第102卷第7期院會記錄19頁。

公民投票の主題は、「第四原発建設を中止し、運転してはならないことに同意する」であった。したがって投票が成立しなかった場合、「建設中止」は同意を得られなかったとして「建設続行・運転開始」が正当化されることになる。同法の施行以来、全国レベルの公民投票は6回実施されたが、いずれも投票率は5割に満たなかったことが示すように、その成立はハードルが高い。

公民投票は、早ければその夏にも実施される可能性があった。そのため「公民投票は実施しなくてよい、すぐに建設中止を」との声が急激に高まり、2013年3月9日の福島原発事故2周年デモには、台湾全体で22万人（主催者発表）が街頭を練り歩いた。GCAAを中心とする主催者はその前日まで、参加者数は3万人と見込んでいた<sup>(29)</sup>。ところが実際にはその7倍強に膨れ上がり、原発をテーマとするデモとしては空前規模となった。これらの人々は政府提案の公民投票には協力する意志はないことを、デモに参加することで示したのである。

以上、福島原発事故後、台湾で第四原発計画に対する異議申し立て運動が拡大していく過程を見てきた。拡大を促した背景には、次の3つの要因があったと考えられる。第一に、原発賛成派からも第四原発の運転開始に異議が持ち上がったことである。第二に、著名人が第四原発反対の立場を明確にしたことである。それが運動の印象を変え、それまで二の足を踏んでいた人々の参加を促した。第三に、人々の不安や不満を代弁する有力な政治エージェントが存在しなかったことである。とりわけ、民進党の第四原発問題に対する曖昧な姿勢が、人々を街頭デモなどの行動へと駆り立てた。

しかし、これらは運動拡大の加速要因であって、最重要的要因は、何明修と陳東升が

指摘するように、TEPUやGCAA、そして塩寮反核自救会といった反原発団体が、運動が逆境に置かれていた2000年代、それぞれの活動を継続してきたことである<sup>(30)</sup>。なぜなら、深刻な原子力災害が発生しても、その意味を的確に説明し、異議を申し立て、代替案を提示する能力のある対抗主体が存在していなかったなら、新たな参加者を迎えることも叶わなかつたからである<sup>(31)</sup>。

## (2) 第四原発計画の凍結

### ①市民の非暴力行動による圧力

2014年3月8日の福島原発事故3周年デモには、台湾全体で13万人（主催者発表）が参加した。このデモの主催者である「全国廃核行動プラットフォーム」（2013年3月のデモを契機に結成された原発廃止をめざす運動団体の全国ネットワーク）は、2014年を第四原発への核燃料装荷を阻む最重要年と位置づけ「公民不核作」運動の開始を宣言していた。「不核作」は同音の「不合作」（非協力）とかけており、非暴力行動のひとつである非協力を指し、「市民は原発（政策）に協力しない」という意味である。

その一方で、第四原発の建設現場では試運転へ向けた準備が進められていた。与野党は2013年2月、公民投票の結果が出るまでは核燃料を装荷しないことで合意していた。ところが、経済部の担当者は2014年3月22日に開催された「第四原発安全監督委員会」において、公民投票の実施の如何にかかわらず、同年9月に核燃料装荷申請を原子力委員会に提出し、2015年に核燃料を装荷しての試運転、2016年に商業運転の開始を予定している、と報告したのである<sup>(32)</sup>。

その4日前の3月18日から「ひまわり学生運動」による立法院占拠が続いていた。先の委員会に出席していたNGO代表の民間委

(29) 「反核明游行 可破3萬人」『聯合報』2013年3月8日。

(30) Ho 前掲論文、Chen 前掲論文。

(31) 本田宏『脱原子力の運動と政治：日本のエネルギー政策の転換は可能か』（北海道大学図書刊行会、2005年、8頁）。

(32) 「不管核四公不公投 明年6月先装燃料棒」『自由時報』2014年3月22日。<http://news.ltn.com.tw/news/life/paper/764036>、2016年1月30日閲覧。

員は、「(政府が核燃料装荷を強行するのであれば) 民衆は立法院占拠に打って出る」と述べ、また塩寮反核自救会の会長も第四原発の占拠をほのめかすなどした<sup>33</sup>。こうした発言が飛び出したのは、「ひまわり学生運動」が占拠行動は可能であること、そしてそれが馬英九政権に対し有効な圧力になることを示したからに他ならない。

公民投票の結果を待つという与野党合意を無視し、核燃料装荷を強行しようとする政府のやり方に対し、林義雄は4月22日、第四原発計画の中止を馬英九政権に促すため無期限のハンストに入った。林義雄の家族は、彼が反体制運動に関与した罪で投獄されていた1980年、台北市内の自宅で“何者か”に殺害された<sup>34</sup>。この事件後も、一貫して台湾の民主化に尽力してきた林義雄は、支持政党や原発に対する立場の違いに関わらず、広く尊敬を集める存在である。ハンストは当初、2014年3月22日に開始予定だったが「ひまわり学生運動」を支援するため延期された。そして学生たちが立法院を自主退場すると、林義雄はいよいよ食を断ったのであった。

それに呼応して連帶のハンストを含む様々な行動が、台湾各地で連日連夜くり広げられた。そのクライマックスとなったのが、2014年4月27日に台北市中心部で行われたデモであった（主催者発表で参加者は5万人）。その日の午後、總統府前を出発したデモ隊は台北駅近くの大通りで座り込みへと突入し、8車線ある幹線道路を15時間にわたって占拠した。一方、馬英九は同じ27日の午後、国民党籍の地方自治体首長15名及び関係閣僚を集め、第四原発問題への対応を話し合った。そして、建設凍結——1号機は完工して密封保管、2号機は施工停止——という結論に至ったのであった。

## ②国民党内部の不協和音

2014年4月27日の夜、馬英九は自身のフェイスブックで、第四原発の建設凍結を表明し、その翌日、行政院長が正式発表した<sup>35</sup>。こうして林義雄のハンストと市民たちによる一連の非暴力行動は、馬英九政権から建設凍結という回答を引き出した。しかし、大規模な抗議行動が起きたからといって、それが政権の意思決定に作用するとは限らない。では、第四原発計画の中止を求める市民たちの行動が、馬英九政権に政策変更を余儀なくさせるだけのインパクトを持ち得たのは、なぜだろうか。ここでは政権党である国民党内部の議論に目を向けてみよう。

第四原発の運転開始を政策とする馬英九と経済部に対し、2011年の福島原発事故以降、国民党の党员、議員、地方自治体首長の間から批判的な意見ができるようになり、それは次第に強まっていった。ここでは詳細には言及しないが、馬英九は党内を掌握できておらず、党内の異論を制してまで政策を遂行できるような権力は有していないかった。

第四原発問題をめぐっては、次のような異論が突きつけられた。たとえば、台北市長の郝龍斌は2014年4月20日、第四原発の安全性は信頼を得られていないし、核廃棄物も安心できるような処理方法が具体化されていないとして、「安全が保障されるまで、運転開始に断固反対」と表明した<sup>36</sup>。上述した2014年4月27日の国民党内の会議では、新北市長の朱立倫が提案した「施工停止」に、会議に出席した首長の大半が賛成した。新北市は第四原発が立地する貢寮区を管轄する自治体であることから、朱立倫の意見は重大であった。また、台中市の胡志強市長は、第四原発論争を引き伸ばしてしまうと2014年11月の統一地方選挙で国民党は深刻な影響を被

(33) 前掲記事。

(34) この事件は「林宅血案」と呼ばれ、未解決。当時の政治状況から、国民党の関与が疑われてきた。

(35) 馬英九のフェイスブックは以下。<https://www.facebook.com/MaYingjeou/posts/720333414695460>、2016年9月20日閲覧。

(36) 「看不到核四安全曙光 郝龍斌反對營運」『自由時報』2014年4月20日

<http://news.ltn.com.tw/news/politics/breakingnews/991714>、2016年4月11日閲覧。

ることになるとして、早期決着の必要性を強調するなどした。他の首長たちからも、林義雄が不測の事態に陥ったなら国民党にとって大打撃となる、といった直言が相次いだ<sup>(37)</sup>。

こうした国民党内部の不協和音に加え、馬英九總統の脆弱な支持基盤も第四原発に反対する勢力に有利に働いた。台湾のテレビ局・TVBS が実施した世論調査によると、2014 年 2 月時点で馬英九總統に対する満足度（支持率に相当）は 14 パーセントと低く、さらに同年 3 月に起きた「ひまわり学生運動」が政府の権威を失墜させ、政権の正統性 (legitimacy) を揺るがした<sup>(38)</sup>。第四原発に反対する勢力は、この「ひまわり学生運動」が創り出した運動のモメンタム (momentum) を逸することなく、政権に対し非暴力行動でもって圧力をかけ続け、自らの要求を推し進めたのであった<sup>(39)</sup>。

以上をまとめると、馬英九政権に第四原発政策の変更を余儀なくさせた背景には、次の三つの要因があったと考えられる。第一に、第四原発計画の中止支持が社会の大勢となり、それが同原発計画を推進してきた国民党内部に亀裂を生じさせたことである。第二に、馬英九は国民党内を掌握できておらず、党内の異論を制してまで第四原発の運転開始を進めるだけの権力を持ていなかったことである。第三に、異なる要求を掲げた大規模な抗議行動の連鎖が政権の正統性を揺るがし、第四原発計画のように反対意見が優勢を占める政策の遂行を困難にしたことである。

## 4. 第四原発計画の中止支持の定着と「非核家園」の“早期”実現

### (1) 第四原発計画の中止支持の定着

江宜権行政院長は 2014 年 4 月 28 日の記者会見において、第四原発の建設凍結決定を発表するとともに、第 4 回全国エネルギー会議の開催について言及した。全国エネルギー会議は、エネルギーに関する重要課題を討論するため、1998 年を最初に、第 2 回が 2005 年、第 3 回が 2009 年に開催された。この会議の特徴は、全体大会において全員一致した意見だけが、「共同意見」として結論の中に明記されることである。つまり反対者が 1 名でも存在すれば、その意見は会議の結論から外される。

第 4 回全国エネルギー会議は、2014 年 9 月から各地の会場やインターネットで意見が募られ、翌年 1 月に各界代表者を集めた全体大会が開催された。会議の焦点のひとつは、第四原発の運転と既設原発の運転期間延長の可否であったが、意見は一致することなく終わった。そして議論は、2016 年 1 月に控えた総統選挙へと持ち越されたのであった。

総統選挙の各党公認候補者は当初、洪秀柱（国民党）、蔡英文（民進党）、宋楚瑜（親民党）の 3 名であった。洪秀柱は「反反核」（すなわち原発賛成）を掲げていたことから、第四原発問題が選挙戦の争点のひとつになるものと見られていた。ところが国民党は投票を 2 カ月余り後に控えた 2015 年 10 月に臨時党代表大会を開き、総統候補者を新北市長の朱立倫に替えると決定した。ただし、洪秀柱が候補から下ろされたのは国民党内の事情であり、「反反核」が理由ではなかった<sup>(40)</sup>。しかし、朱立倫が候補になったことで、選挙戦

(37) 「林義雄禁食 藍縣市長憂衝撃選舉」『自由時報』2014 年 4 月 28 日。

<http://news.ltn.com.tw/news/focus/paper/774403>、2016 年 4 月 11 日閲覧。

(38) TVBS 民意調査中心「馬英九總統施政八年滿意度民調」、<http://www.tvbs.com.tw/poll-center/1>、2017 年 6 月 29 日閲覧。

(39) Chen 前掲論文、56 頁。

(40) その理由として小笠原欣幸は、①支持率低迷、②路線問題、③選挙活動の進め方、④選挙後の主導権の 4 点をあげている。<http://www.tufs.ac.jp/ts/personal/ogasawara/prospect/prospects2016c.html>、2017 年 6 月 29 日閲覧。

表3 各党候補者の「非核家園」と第四原発計画に関する政策方針

総統選挙年	国民党	民進党	親民党
2012年	馬英九候補	蔡英文候補	宋楚瑜候補
	第四原発は安全第一に運転開始。既設原発の運転期間延長なし。穏やかに「非核家園」達成。	第四原発は完工、営業運転はしない。既設原発の運転延長なし。「2025年非核家園計画」を発表。	第四原発の運転は安全第一に決定。既設原発の運転期間延長なし。
2016年	朱立倫候補	蔡英文候補	宋楚瑜候補
	2025年「非核家園」達成を目指す。第四原発凍結、運転しない。既設原発の運転期間延長なし。	「2025年非核家園計画」の実行。第四原発中止。既設原発の運転期間延長なし。	第四原発運転反対。代替エネルギーが確実になるまで既設原発の運転延長あり。

出所：『聯合報』2015年12月3日、台湾の環境保護団体が総統候補者に宛てた質問状に対する回答を基に筆者作成。

の争点は「非核家園」の達成方針へと移ったのであった。

新北市は第四原発計画に加え、運転延長問題に直面している第一原発と第二原発も抱えている。朱立倫の立場は、「非核家園」の達成は既に台湾の人々の「共通認識」（合意）になっている、というもので、新北市長として、同市の管轄区域内にあるこれらの原発に対し、厳しい姿勢で臨んできた<sup>(41)</sup>。朱立倫は原発に関する答弁の中で、しばしば「共通認識」を強調するが、それは国民党内に一定数存在する原発賛成派を意識したことだろう。

表3に、2012年と2016年の総統選挙における各党候補者の「非核家園」と第四原発計画に関する政策方針をまとめた。政策方針は有権者の投票行動を意識して打ち出されるものである。したがって各党候補者の政策方針の変容から読み取れるのは、第四原発計画については中止支持が優勢となり、それが定着したことである。「非核家園」の達成時期についても、二大政党である国民党と民進党の候補者は、両者とも「2025年」を掲げた。したがって、どちらが総統に当選しても、「2025年非核家園」は新政権の政策となることが、ほぼ確実となったのである。

## (2) 「非核家園」の“早期”実現

2016年1月の総統選挙では、民進党の蔡英文候補が他の2候補を引き離して勝利した。また、同時に行われた立法委員選挙でも民進党が圧勝し、議席の単独過半数を獲得した。これにより民進党は、初めて政権と議会の両方を握った。

民進党は「環境基本法」第23条を根拠として、2012年に「非核家園推進法案」を立法院に提出していた。他にも、馬英九政権が2013年に提出した「エネルギー安全及び非核家園推進法案」を含め、2015年までに全部で5件の「非核家園」を推進する法案が立法院に提出され、審議されてきた。しかし、いずれも可決には至らなかった。

2016年の選挙で大勝した民進党は、「非核家園推進法案」を立法院に再提出し、その成立をめざすこともありえただろう。しかし、蔡英文は同年5月に総統に就任すると、エネルギー転換を方針に掲げ、改正電気事業法案を優先法案のひとつに位置づけた。そして同法案の中に「2025年非核家園」を意味する条項を組み入れたのであった。台湾では第四原発論争のためにエネルギー政策の方向性が定まらない状態が長く続いてきた。「非核家園推進法案」の審議には時間を要することから、蔡英文政権はまず、達成目標年を確定す

(41) 「談能源政策 朱立倫：沒有核安就沒有核電」『自由時報』2015年12月29日。

<http://news.ltn.com.tw/news/politics/breakingnews/1555304>、2017年6月29日閲覧。

ることで、エネルギー政策の方向性を示したものと思われる。

政権発足後、行政院は改正電気事業法案の策定に取り掛かり、2016年10月、同法案を立法院へ提出した。法案の内容をめぐっては、長年にわたって「非核家園」を追求してきた環境保護団体や消費者団体などが、脱原発とセットとなる再生可能エネルギーの導入拡大を妨げるような条項が含まれているとして、それらの修正を求めた。こうした修正案を含め、立法院では新しい電気事業システムについて論戦が交わされたが、「2025年非核家園」の是非について紛糾することではなく、はたして翌年1月、改正電気事業法は成立したのであった。

2017年5月末現在、第四原発計画は凍結状態にある。「2025年非核家園」が法で定められたことにより、同原発が運転に入る可能性はなくなったといえる。なぜなら、わずか数年の操業のために、事故リスクに加え、第四原発の建物や敷地を放射能汚染したり、最終処分の受け入れ先が決定していない使用済み核燃料などの放射性廃棄物を増やしたりするのは不合理であり、政府も、新北市も、そして何より台湾社会が同原発の運転開始を許容するとは思われないからである。2017年3月末現在、政府と台湾電力は、第四原発計画の中止で生じる巨額の負債をどのように会計処理するか検討中という<sup>(42)</sup>。最終的にどのような決定が下されるかについては、今後を注視したい。

こうして台湾は、第四原発を運転した上で将来的に脱原発をめざすのではなく、「非核家園」の「早期」実現を選択した。それは過去30年余りに及ぶ第四原発計画に対する反対運動、建設中止を求めるデモや市民的非協力行動、立法院をはじめ様々な場での議論と交渉——などの積み重ねから導き出された結論であり、改正電気事業法の成立はその締め括りであった。

## おわりに

本稿では、台湾が「非核家園」(原発のない郷土)の“早期”実現を選択し、2025年までに原子力発電を終了することを法制化するまでの過程を、第四原発計画をめぐる政策と異議申し立て運動の相互作用の分析を通じて、実証的に考察してきた。第四原発計画に着目したのは、同原発が運転に入るか否かが「非核家園」の達成時期を左右する最重要なファクターであったことによる。

本稿で見てきたように、第四原発計画を取り巻く政治・社会環境は、戒厳令下で建設された既設原発の計画時とは異なっていた。すなわち、民主化と政治的自由化の進展に伴って第四原発計画に異議を唱える勢力が出現し、戒厳令下ではおよそ不可能だった反対運動が形成されたのである。同原発の立地地元では台湾初となる反原発住民団体が生まれ、それは全国レベルの運動に拡大していった。そして「党禁」の解除により国民党以外の政党が合法化されると、運動は民進党という「同盟者」を得て、第四原発問題を国政の争点のひとつへと押し上げた。

一方、台湾電力をはじめとする推進主体は、政権に建設遂行を働きかけた。こうした相反する勢力のプレッシャーの下、第四原発計画をめぐる政策は二転三転してきた。なかでも、重大な政策転回は次の二つである。

第一に、2000年の總統選挙で勝利し、歴史的な政権交代を果たした民進党が、選挙公約だった第四原発の建設中止を宣言したものの、立法院で過半数を占める野党・国民党の圧力のために、中止宣言から3か月後に建設再開を発表したことである。この政策の錯綜から、次の二つが導き出された。ひとつは、政権交代を通じた建設中止を戦略としてきた反対運動に、運動戦略の見直しを促したことである。以降、運動は国民党寄りの人々を含む幅広い層へとアプローチを広げていった。

(42) 台湾電力は巨額の負債を抱えており、第四原発を中止すると債務超過になり、経営破たんする恐れがあることによる。原子力委員会の委員に聴取、2017年3月9日、台北市。

もうひとつは、第四原発をめぐる与野党の駆け引きの結果、「非核家園」の達成を盛り込んだ環境基本法が2002年に成立したことである。それにより、「非核家園」は政治的「共通概念」となったのであった。

第二に、国民党・馬英九政権による2014年の建設凍結決定である。第四原発の工程は遅延を重ねていたが、2010年末までにほぼ完工し、あとは実際に核燃料を装荷して行う試運転を残すだけとなっていた。ところが2011年3月に起きた福島原発事故を受け、国民党支持者を含む社会の幅広い層から、第四原発の運転開始に対して異議が湧き上がり、馬英九政権は政策変更せざるを得なくなった。その要因は、第四原発中止支持が世論の大勢となったことに加え<sup>43)</sup>、同計画を推進してきた国民党内に亀裂が生じ、第四原発が立地する貢寮区を管轄する新北市長を含め、党内有力者からも建設停止を求める意見が高まったこと、さらに「ひまわり学生運動」が政権の正統性を揺るがし、第四原発のように異論が多い政策の遂行は困難になったことによる。そして市民たちによるハンストや大規模な座り込みといった一連の非暴力行動が、馬英九から「建設凍結」という回答を引き出したのであった。

2016年の総統選挙では、いずれの候補者も第四原発中止を公約とし、さらに二大政党の国民党・朱立倫候補と民進党・蔡英文候補は、両者とも「2025年までに『非核家園』を達成」を政策方針とした。2025年とは、既設原発6基の運転終了期限にあたる。つまり、第四原発の運転開始が困難になったことで、「2025年」という達成目標年が確定されたといえる。そして2017年、蔡英文政権の下で「2025年非核家園」を規定した改正電気事業法が成立したのであった。

以上のような過程を経て、台湾は第四原発を運転した上で将来的に脱原発をめざすのではなく、「非核家園」を“早期”に実現する道を選択した。それは過去30年以上に及ぶ

地元レベルと全国レベルの反対運動、第四原発の是非をめぐる与野党間の論戦と協議、そして様々な場での議論と交渉の積み重ねの上になされた意思決定であった。改正電気事業法第95条は、その法制化である。ヨーロッパの事例では、脱原発を法的に定めた後に振り戻しを経験している。台湾が「2025年非核家園」の実現に向けて、どのような道程をたどるのかは、引き返す可能性も含め、今後の展開を俟たなければならない。

**謝辞：**本論文は、高木仁三郎市民科学基金、明治大学大学院海外研究プログラム、台湾中央研究院社会学研究所の助成を基に実施した研究成果である。ここに記してお礼を申し上げる。

(43) 福島原発事故以降、建設中止支持は6割から7割で安定的に推移した。Chen 前掲論文、48頁。